

社会福祉法人昭和村社会福祉協議会 昭和村シルバー人材センター配分金基準

(目的)

第1条 この基準は、昭和村シルバー人材センター（以下「センター」という。）設置運営規程第12条に定める会員の就業に伴う配分金に関する事項を定めるものとする。

(現金直接支払の原則)

第2条 センターは、就業した会員に対するその配分金を、現金で直接その金額を支払うものとする。ただし、センターと会員との間に約束のある場合は、配分金の一部を控除して支払うことができるものとする。

2 配分金は、前項の規定にかかわらず会員の申し出により口座振込みの方法によって支払うことができるものとする。

(支払期日の原則)

第3条 会員の就業に伴う配分金については、原則として毎月末日に締め切り、翌月15日支払とする。ただし、支払日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日にあたる場合は、その翌日に支払うものとする。

2 会長は、災害その他の事由により、必要と認めたときは、前項の支払定日を変更することができるものとする。

(社会的相当配分の原則)

第4条 会員の就業に対する配分基準は、社会的に相当なものでなければならない。

2 前項の基準を定めるにあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）に定める基準を尊重するものとする。

(配分基準の決定等)

第5条 センターは、会員への配分基準については、職種毎に能率、時間等を考慮して別に定めるものとする。

(その他)

第6条 この基準に定めるもののほか、配分金に関する必要な事項は、会長が決定する。

附 則 この基準は、平成28年4月1日から施行する。